

- 2 都市計画事業の種類及び名称 御船都市計画下水道事業 御船公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
平成7年熊本県告示第942号、平成11年熊本県告示第426号及び平成13年熊本県告示第338号の事業地のうち、熊本県上益城郡御船町大字辺田見字中道、字村下及び字目抜、大字御船字上圀、大字滝川字極田並びに大字木倉字山王原、字前田、字尾平、字草葉、字堂ノ辻、字三蔵及び字五反田地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間
昭和54年12月2日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県宇土郡三角町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに三角町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エムズシティ
熊本県水俣市大黒町二丁目3番18号ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後9時
変更後 開店時刻午前9時 閉店時刻午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後9時30分まで
変更後 午前8時30分から午前0時30分まで（一部）
- 3 変更する年月日
平成15年3月6日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
生活協同組合水光社ほか8
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,043平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
110台
 - (4) 駐輪場の収容台数
40台
 - (5) 荷さばき施設の面積
117平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
16立法メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
4か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後10時まで
- 5 届出年月日
平成15年2月21日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局振興調整室
平成15年3月10日から平成15年7月9日まで

熊本県公告第175号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき平成14年10月21日に提出された届出に対し、同法第8条第1項の規定により長洲町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビッグバリュートクナガ長洲店
熊本県玉名郡長洲町長洲内牟田433-1
 - 2 市町村意見の概要
意見なし
 - 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局振興調整室
平成15年3月10日から平成15年4月9日まで
-

熊本県公告第176号

平成13年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、平成15年2月25日の定例県議会で認定の議決があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定に基づいて、その要領を次のとおり公表する。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子